

ハローワーク等分科会  
第4回 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

## 第4回ハローワーク等分科会議事次第

日 時 平成19年7月30日（月） 15：00～16：00

場 所 永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 開会
2. 厚生労働省ヒアリング ハローワークの市場化テストについて
3. 閉会

### <出席者>

(委員等)

落合主査、逢見副主査、吉野副主査、渡辺副主査、原専門委員、花見参与

(厚生労働省)

職業安定局 高橋局長、生田総務課長、宮川雇用保険課長、水野首席職業指導官、  
山田公共職業安定所運営企画室長

(事務局)

中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官

○落合主査 少し早いですが、皆さんおそろいのようにありますので、第4回のハローワーク等分科会を始めさせていただきます。

今日は、ハローワークの市場化テストに関して厚労省からのヒアリングということで、高橋局長にもお見えいただきまして、その他いつも御説明いただいている方々に御出席いただきました。お忙しいところありがとうございます。

まず、ハローワークの市場化テストに関して、厚生労働省案につきまして意見交換を重ねてきたわけでありまして、その意見交換の結果、現時点でどのようになっているかといったことにつきまして、事務局より説明をしていただきたいと思います。

では、まず最初にこれをお願いいたします。

○櫻井参事官 それでは、事務局で説明をいたします。時間も限られておりますので、簡単にさせていただきます。

資料1をごらんいただければと思います。御案内のとおり、5月9日の諮問会議におきまして、厚生労働省より具体的な提案がありまして、その後、監理委員会の方におきまして何度か議論させていただきました。最後に、6月8日に第3回のハローワーク等分科会で御議論いただいた後、大体論点が出尽くしたかと思っておりますので、その後、事務レベルで、また非公式に委員の先生方に厚生労働省と御議論いただくといったような形で論点を整理してまいりました。その結果が資料1でございます。

大きな論点は幾つかございますが、1つ目の「官民の窓口の併設」、これも幾つか議論のあったところですが、これを前提にして進める。ただし、そこにございますように具体的な制度設計に当たって留意すべき点等を勘案しながら、これを前提にして市場化テストを実施する。こういうことで概ね監理委員会、それから厚生労働省の間で考え方が整理できているかと思っております。

本日、残っております大きな論点は、資料1の2と3でございます。これにつきましては、資料2をごらんいただければと思います。基本的には同じことが書いてございますが、今までの議論の中で、なお議論が尽きていないと事務局の方で考えておりますのが2点でございます。

第1の点が「失業認定を厳正に行うための職業紹介」を官のみが行うことの適否」、具体的には4週間に1回失業認定を厚生労働省のハローワークの方でされる際に、職業紹介・職業相談をされるわけですが、それは官でなければだめだという御主張でございまして、これが本当にそうなのかどうか。4週間に1回の失業認定の際の職業紹介・相談も民間を使ってやってもいいのではないかといたこととございます。

第2の点が論点2でございますが、求人情報を事業者から取る時に受託事業者、民に提供しますよという同意を求人企業から取る必要があるかどうか。これにつきましても、厚生労働省の方からは諮問会議で出されたペーパーにも書かれておりますように、求人企業の同意が要するという御議論がございまして、これがイコールフットィングの観点からはなくてもいいのではないかと、またはなくても困らないのではないかといた議論が残っていると理解をしております。

それから、資料にございませませんが、今まで議論がまだ余りされていなかった点が、資料1に戻させていただきますと4ページの5にあります実施の場所でございます。これにつきましては先週、

厚労大臣が御発表になったと聞いておりますので、以上の3点を今日は御議論いただければと思っております。以上でございます。

○落合主査 それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、厚労省の方から補足等がございましたら10分間ということをお願いいたします。

○高橋職業安定局長 職業安定局長の高橋でございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

私どもの方で既に資料を用意させてございますので、それについてはこれから時間の範囲内で御説明させていただきたいと思っておりますが、座長からも今お話がございましたとおり、ハローワークの市場化テストに向けての具体的な制度設計ということで、数回にわたりまして委員会の委員の皆様方とも御議論をさせていただきながら、私どもの考え方は説明させていただいたところでございます。

今、事務局の方から御案内、御説明があった大きな本日の論点の2点についてでございますが、これについてあらかじめ私どもの考え方をまず総括的に申し上げておきたいと思っております。この論点につきましては、既に5月9日の経済財政諮問会議におきまして厚生労働大臣の方から、1つは失業認定におきます職業紹介等につきまして、4週間に1回窓口で行う失業認定を厳正に行うという観点から職業紹介については官で引き続き行うということが1点。それからいま一点は、やはりこれも大きな論点でございます事業所名等の非公開を希望する求人情報につきまして、ハローワークの方で事業主の了解を確認した上で、その確認を取った上で民間事業者にも御提供申し上げます。

この2点を具体的な内容として明記した上で、厚生労働大臣から今回の市場化テスト案というものを提案させていただき、その提案に対して総理を始め関係閣僚御出席の下の中で御了解を得たと私どもは理解し、受け止めているわけでございます。

こうした取扱いとする必要性、具体的な理由等についてはこれから担当課長より資料に基づいて簡単に御説明をさせていただきますが、私どもといたしましてはこの経済財政諮問会議において了解された基本的な枠組みというものを前提に、民と官のイコールフットイングをいかに確保していくかという観点から、具体的な制度設計を検討すべきものではないかと考えているわけでございまして、率直に申し上げましてそうした枠組みと異なる御提案をいただくというのは、以上のような経過を踏まえて考えますと、私どもとしては納得し難い面があるということをあらかじめ申し上げておきたいと思っております。

では、具体的な説明については担当課長から申し上げます。

○宮川職業安定局雇用保険課長 雇用保険課長の宮川です。よろしくようお願いいたします。座って説明させていただきます。

資料3と、それから「参考資料（厚生労働省提出）」というものと2つございます。「参考資料（厚生労働省提出）」という方をまずごらんいただきますと、1枚開けていただきまして平成19年5月9日の経済財政諮問会議の議事要旨が抄として載っております。ただいま局長が申し上げました点につきまして柳澤臨時議員、厚生労働大臣がまず「実施内容」について説明しているわけでございます。「右側に図があるが」と書いてありますが、それはこの資料の3ページ以降にある提出資料の図でございます。「国の機関としてのハローワークと民間事業者の職業紹介の仕事を併設する。求

職者は官民の窓口を自由に選択していただく。ただ雇用保険受給者については、4週間に1回失業認定をして職業紹介をさせていただくわけだが、その際に余りわがままなことでそれを拒否するような場合には失業認定をあんばいするという事になっているので、その4週間に1回のときには国の窓口に来ていただく。それ以外の期間は、雇用保険受給者も民間の窓口を選ぶことは自由でできる」。こういう形で説明させていただきました。

あとは、八代議員からの発言として「柳澤臨時議員の現在の案をベースに」とか、あるいは大田議員の方から、この案をベースに監理委員会で具体的な制度設計がなされるように、また安倍議長の方からは同様にわかりやすい案をベースとして出していただきたいと、こういう形の話があったわけでございます。

今回、参考資料の3ページの対象範囲の2つ目のボツでございます「雇用保険受給者も対象とするが、失業認定を厳正に行うための職業紹介は官が行う」という、この範囲の問題かと承知しております。これにつきましては、資料3の方を使って御説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、まず「雇用保険受給者に対する失業認定と職業紹介等」の「基本手当の支給の流れ」を簡単に御説明申し上げますと、まず求職票を受理する。公共職業安定所に来所して求職票により求職申込みを行うことが法律上義務づけられております。それで、受給資格決定といたしましてそこに書いてある2つの丸とともに、労働の意思及び能力の確認ということで失業状態の確認をさせていただきます。失業状態というのは単に離職している状況だけではなくて、離職し、かつ再就職するために労働の意思、能力があるということでございます。

それから、4週間に1回失業の認定という形で来所されるわけございまして、認定されると基本手当がもらえるという関係になるわけでございますが、この場合にも労働の意思及び能力の確認が行われるわけでございます。

米印にあります四角で囲ってございますように、この失業認定につきましては書面による求職活動の実績を審査するわけでございますが、それだけではなく、個々の受給者と面談し、職業相談、職業紹介という形のものを行い、これを実施してこれに対する態度等も踏まえて労働の意思、能力というものを慎重に確認するという形になってございます。ここの部分の失業の認定の一環として行う職業相談、または職業紹介については官で行う必要があるという形で御説明させていただいているところでございます。

この個々の受給者と面談し、職業相談または職業紹介を行うという失業の認定の一環として行う職業紹介の概念上のイメージでございますが、2ページをお開けいただきたいと思っております。ちょっとわかりにくいかもしれませんが補足させていただきますと、左側に「失業認定」という仕事がありまして、右側に「職業紹介等」、これは職業相談・職業紹介ということでございます。この重なっている部分が、まさに失業認定の一環として失業認定をする際にこの人が本当に意思、能力があるのかどうかということ、相談を通じ、更には紹介をかますことによって労働の意思能力を確認する。この部分につきましては、官で行うことが必要ではないか。

では、残りの部分は何なのかといいますと、理念といたしましては再就職の促進という意味合いがあるかと思っております。雇用保険がなぜ職業紹介をお願いするのか。職業相談・職業紹介を国が行

うのかという趣旨は2点あると思っております。1つは、先ほど申しましたように適正に行うという意味で、再就職の意思、能力を確認するという面と、再就職の促進を進めることによって雇用保険財政に寄与していただくという2点でございます。ここの白地の部分につきましては官民両方でやっていただくことになろうかと思いますが、「失業認定」と、失業認定の一環として行う「職業紹介等」というのは現実には今それぞれの部門で認定部門と紹介部門で行っているところでございますが、この間につきまして「指示」と書いてございます。これは、指示をし合う関係があるということを図示したものでございます。

3ページをお開けいただきたいと思っております。失業認定の一環として行う職業紹介という部分を民が行うことの弊害という形で記載させていただいておりますが、3点まとめさせていただいております。

1つ目は、「偽装請負となる恐れ」でございます。失業認定と、失業認定の一環として行っている職業紹介等は、相互に指示し合う必要性がございます。日常的に具体的な内容を指示して職業紹介を行っていただくという形のを認定部門から指示し、その結果についてバックするというような形の関係が現在の両部門の間にはございます。このため、この失業の認定の一環として行っている職業相談・職業紹介等の現場が民間委託された場合、当該指示は理想的には安定所長から、具体的には認定部門の方から民間の受託事業者への業務遂行の個別具体的な指示ということになると思われます。この点については諾否の自由もないことから、労働者派遣法に規定しますいわゆる他人の指揮命令に該当するという形で、適正な請負事業として実施できないおそれかございます。いわゆる最近問題になっております偽装請負とか違法派遣という形に整理されるおそれかございます。

2つ目はそれと裏腹の関係でございますが、その問題をクリアするために認定と、認定の一環として行っている職業紹介とを分離して、後者をやはり適正な請負事業として具体的に行うとなりますと、失業認定業務の適格性の観点からは非常に問題が出てくる。具体的に申しますと、職業紹介というものを具体的にその時点で受ける人に対して、労働市場においてその方にふさわしい職業を紹介することに対する反応を見て、その人が本当に職業紹介を受け得る労働の意思、能力があるかどうかをチェックすることが必要だという意味でのものでございます。

最後に「情報管理の問題」といたしましては、失業認定の具体的方法、不正受給の見分け方につきましても、この受託企業に情報開示する必要があるということになりますと、いわゆる情報開示の面で問題が出てくるということでございます。犯罪捜査方法の開示と書いてございますが、それと同様の情報管理の面で問題があるのではないかという形でまとめさせていただいております。

では、こういう形の中で先ほど申しました2ページの図にあります「指示」の部分について官でやる場合の、残りの部分についての官、民のイコールフットィングということを確認するために考えられる対応策として、一応2つにまとめてございます。

1つは、官民比較の評価の対象から、失業認定の一環として行っている職業相談・職業紹介の部分を除くとはどうかという意味でございます。除外のやり方はいろいろあるかと思っております。その部分を数値的に除外する方法もあれば、この部分を例えば認定部門で職業紹介を行うなどによって除外することも可能かと思っております。

対応策の2番目といたしましては、受給者に対する説明会や認定窓口で、受託事業者が行う職業紹介窓口、民の窓口を利用するような周知といったものが考えられます。もちろん利用した場合には当然雇用保険、求職活動実績を4週間に2回確認するわけでございますが、その求職活動の実績として確認させていただくことになります。

「なお」ということで、雇用保険受給者は4週間に1度出頭していただくわけでございますが、今、申し上げましたように求職活動実績は4週間に2回必要でございます。かなりの方がハローワークを利用される形で求職活動実績を行い、更に現場の方にお聞きいたしますと、それ以上に来所されている。自己検索システムの利用とか、さまざまなものがございます。月3、4回程度ハローワークを訪れており、4週に1度の失業認定の際に官が職業紹介等を実施しても受託事業の職業紹介窓口は十分に利用されるということを書かせていただいております。

5ページは「参考」でございまして、これは「失業とは？」ということの意味、能力が必要だということ。それから、失業認定には「労働の意思」の確認が必要であるけれども、これにつきましては失業が現に発生しているかどうかの判断は極めて裁量的であるということ。それから、実施方法といたしましては、先ほど申しました個々の受給者と面談し、相談・紹介を実施してこれに対する態度等も踏まえて意思を確認する必要があるということを示しているものでございます。私の方からは、以上でございます。

○生田職業安定局総務課長 総務課長でございます。6ページで御説明いたします。求人情報の未公開の関係でございます。

枠の真ん中でございますけれども、「非公開求人情報は事業主の了解を得ることなく提供」した場合の問題点ということでございます。最初の白丸に書いてございますように、事業主、企業が非公開を希望する理由は①にございますように新店舗の設置あるいは新製品の開発等に伴って必要な人材を募集していることがあらかじめ他企業に知られると新たな事業展開の支障を来すという点。2つ目にございますように、民間企業から営業の電話やダイレクトメールの送付など、営業をかけられてしまうといったような問題点がございました。こういう理由から、非公開を希望するという企業が多うございます。

2つ目の白丸にございますように、仮に非公開を希望する事業主からの了解がないままに受託事業者に情報を提供するということにつきましては、受託事業者の方に守秘義務はかかっているという制度的な担保はあるのかもしれませんが、そういう制度的な担保がないにかかわらず、実態として出たくないという方がいらっしゃる中で、ハローワークのセーフティネット機能に支障が生じるということを書いてございます。

これはどういう意味かといいますと、ハローワークは就職困難者の方の就職の実現をする必要があるわけですが、求人というのは事業主の方に強要して出していただくものではないので、嫌だったら出てこないということになります。出てこない、それだけマッチングのために使う求人が減ってしまつて就職困難者の就職が実現できなくなるということがございますので、できるだけたくさん出していただく必要があるということで、そのための工夫が要するという意味でございます。

最初のスピードマークにございますように、求人減少により就職困難者の求職者の就職実現が困難となる。それから、事業主の方のお考えでも、人材確保の手段が少なくなって事業活動に支障が生じるというようなことをおっしゃっておられます。

最後の白丸にございますように、日本経団連を始めとする経済団体あるいは個別企業からも強い要請がございまして、つい先ほどもそういう要請を受けたところでございます。最後に矢印が書いてございますけれども、こういった問題への対処方法としてどんなことが考えられるかというのを私どもなりに考えてみました。イコールフティングは非常に大事だと思っておりますので少しでも実現したいと思っております、一番上の白丸に「求人企業の同意を協力取れるよう、求人受理に際し、様々な工夫を行うなど努力する」と書いてございます。これは、今は求人公開の程度についてチェックするという仕組みになっていまして、3つ4つに分けてチェックするんですが、そのチェックマークを1つ増やすだけで済むと思っているんですけれども、そういうような方法を取るように始めてしまして、更に工夫があるのかもしれない。

2つ目の白丸にございますけれども、事業所名等の非公開を希望する企業の情報を仮に強制的に受託事業者提供するということになりまして、理屈があるなしいろいろ議論はあると思っておりますけれども、事業主、利用者立場に立つという観点から問題ではないかということと、究極的に求職者に対する求人が確保できないというのが一番の問題だというのは我々も言っておりますけれども、そういうことで問題だと思っております。

最後の白丸にございますけれども、非公開求人就職実績につきましてはもちろん別枠としてカウントすることは可能でございますので、事業評価の際に官民の比較において工夫するということは十分可能だと考えてございます。

私の方からは以上でございます。

○高橋局長 最後に、今回のハローワークの市場化テストの東京23区内2か所についてということの具体的な箇所の問題でございますが、これについて私どもでお出ししております参考資料の最後の5ページに「市場化テストの対象ハローワーク」という1枚紙がございますので、これで簡単に御説明させていただきます。

経済財政諮問会議の場におきましても、大臣の方から、適切に行っていくためにはやはり一定程度の規模のハローワークである必要があるだろう。具体的には100名以上の職員を抱えるハローワークということが一つの考え方になるだろう。こういうことを申し上げてまいったわけでございます。

それを基本に、更に1つ目は当然求職者の規模におきまして一定数、相当数の規模を有するところということで、具体的には年間3万人以上の求職者を抱えるハローワークであること。

2つ目は、2か所でございますので程度地理的な要因というものも考慮していく必要があるだろう。具体的には、相互にある程度離れた地域であるということと、それ以上に管内の状況が異なるところが最も望ましいのではないかと。

3つ目でございますが、これは官民の窓口が一つのフロアで併設をするイメージでございますので、そうしたことが物理的に可能な事情にあるところと、こういうような観点から選定をした結果、



ハローワーク渋谷とハローワーク墨田、この2か所を対象に決定したいということで先般、柳澤厚生労働大臣から会見をおきまして発表させていただいたところでございます。以上でございます。

○落合主査 ありがとうございます。

それでは、まず最初にハローワークの市場化テストのディスカッションにつきまして渋谷と墨田という2つをどういう理由で選んだかということについて高橋局長の方から御説明がありました。まずこの点につきまして何か委員の方々から御意見、質問等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○逢見副主査 この2か所は、建設とか港湾労働についての紹介も実際に行っているのでしょうか。

○生田課長 港湾の紹介は基本的にはないんですけども、建設の職業紹介は両方ともございます。墨田の方が比率は高いと思っております。

○落合主査 これが、東京のハローワークの中で規模的あるいは職員数、新規求職者数といった指標の中でざっくりとした感じで、全体のハローワークの中でどのくらいに位置するものかという点につきましてはいかがでしょう。

○生田課長 まずハローワークの業務量を見ると、特に今回職業紹介部門の市場化テストでございますので新規求職者数というのは一番大きな指標だと思っておりますけれども、これは18年度の数字でございますが、渋谷で4万6,238人、これは東京都内の所の第3番目でございます。墨田の方は3万1,558名でございますけれども、これは東京都内の所では6番目でございます、新規求職者の数ではそんな感じでございます。

それから職員数でございますけれども、これにつきましては資料の括弧の中が職業紹介部門の職員数でございます。それから、正社員、相談員、両方合わせた数でございます。渋谷の方が51名、墨田が49名となつてございますけれども、渋谷の51名は全ハローワークの3番目でございます、墨田の方は5番目でございます。いずれも全職員数として100名以上の所で、渋谷所は特に大きいと私どもは思っております。

○落合主査 この実施場所につきまして、ほかに御意見あるいは御質問はございますか。

○原専門委員 新規求職者数が随分違う割には職業紹介のスタッフの数が余り変わらないというのは、やはり難易度が2か所で相当違うということなわけですか。

○生田課長 求職者の構成によって、やはり手間暇が違うと思っております。それだけ墨田に来られる方が手間隙がかかるというのが私どもの認識でございます。

○落合主査 ほかにございますでしょうか。よろしければ、時間の関係もありますので次の論点に移りたいと思います。

まず、求人情報の取扱いの関係につきまして意見交換をしたいと思えます。求人情報の取扱い、つまり同意の有無という論点でありますけれども、委員の方々いかがでしょうか。

○渡邊副主査 この点については2つ質問がございます。

直接そういう意味では最終的な理由にならないというのはわかるんですが、企業側の要望としてこれによって新規の店舗展開とか、どういう研究を進めたいのかがわかってしまうといったような懸念というのは、普通の求人にかんがみるとレアケースのような気がちょっとしたものですから、

本当にこれがすごくクリティカルなお話なのか、企業がそういうふうに言っているという御理解なのかを教えてくださいというのが第1点目です。第2点目が、先ほどコラムを1つ増やして了解を取る努力というのか、方向でというふうなお話なのですが、厚生労働省の今のお考えでは最後の仕上がりとして、やはりそれでも同意しないという企業の割合と、おおむね同意する。8割方同意するかどうかとか、今の御感触でどんなものなのかがもしおわかりになれば教えてくださいと思います。

○生田課長 まず非公開を希望する理由は企業から伺ったことですので、伺ったままを書いています。ですから、これが例外的なものなのか、それともものすごく理由としてよくあることなのか、私どももよくわからないんです。

それで、現状を申し上げますと、ハローワークの求人の中でハローワークインターネットという一般的に公開するというので企業名も含めて求人を出している企業がつかみで7割くらいあります。それで、3割はやはり嫌だとおっしゃっているんです。その3割の中で、仮に今回市場化テストで民間事業者の方がこういう取扱いをされるということでどれぐらいの方が嫌がられるかということなんですが、そんなに多くないんじゃないかという気はしております。私どもの方で、当然それなりに説明もして理解を求めていくつもりでございますので、相当数は少なくなるのではないかと考えています。

ただ、具体的な率が何%とか、そこを今の段階で申し上げるのはなかなか難しい。そういうふうにアンケートを取ればある程度推計はできると思うんですけれども、まだそのアンケートを取っていませんので、そこまでわかりません。

我々の気持ちとしては、市場化テストの監理委員会の先生方が委託ということで、当然非公開の求人情報も見せればいいんじゃないかというふうにおっしゃるお気持ちも、私も役人なのでわからないではないんですけれども、ただ、実体論として例えば民間企業を利用しているような求人企業の方でハローワークにその情報を出すということを嫌がられる企業の方もいらっしゃるんです。

そういうことも含めて、経営者団体の方はいろいろな事業主の方と話をされるらしいんですけれども、そういうお話によると、やはり嫌がられる企業がハローワークに求人を出さなくなるということになると非常にまずい。それは、その企業として出さなくなるだけなので、出せないと利用ができなくなるという意味でのまずさと、それからもう一つは私どものつらいところなんですけれども、就職困難者の方に一件でも多く求人を確保して、一人でも多く就職していただきたいと思っ

ている中では、その芽を摘むというのは非常につらいところがありますので、その求人は是非確保したいと思っております、今回同意を取るための工夫などは更に今、申し上げた以上のことができるかもしれませんので工夫はさせていただきたいんですけれども、何とかこの枠組みの中で御理解いただけるとありがたいということでございます。

○落合主査 今の点に関連しまして、市場化テストというものの考え方ですね。これは、官が自らやっている公共サービスを、つまりその公共サービスそのものを民がやってみることによって、同じ公共サービスをやることによって民がどうなのか、官がどうなのかという比較ができる。そういう発想の下に公共サービス改革法ができ上がっていると思います。そうすると、官がやる場合に

いては同意なくして得られた情報といたしますか、求人情報が出たものをそのまま使える。

他方、民がやる場合には同意が必要ですよということが付きますと、官が自らやっていたことを民が代わってやってみた場合と比較する部分で差が生じている。したがって、この差が一体公共サービス改革法が言っている市場化テストを実現するという目的から見て非常に決定的なマイナス要因になるのか、ならないのかというのがこの議論のポイントであって、いわば官が今まで使っていた情報はそのまま使えるという形でやると、同じ公共サービスを官が自らやるか、民がやるかという比較ができるが、多少そこに差が出てきますと、正確な意味での官民の競争ということが実現できない。したがって、基本はやはり官民の競争が的確に評価できるような形で行える。そういう状況の中でやるというのが、公共サービス改革法が考えている市場化テストなのではないか。

その観点からしますと、やはりこのようなシステムで官がやるときはその同意はない。結局、求人情報が出ているものをそのまま使うということなのですが、民がやるときは事業者が同意した部分の情報しか出てこない中で職業紹介事業というようなことをやったときに、その辺で公正な競争ができるかどうかということが監理委員会としては一番懸念しているところでありまして、その部分が十分納得できるような形に御説明あるいは今後実施するハローワークの市場化テストについて、そこを十分確保するような措置、あるいは評価の段階においてどのように考慮するかというような問題も含めまして、妥当な仕組みが見つければこういう形で行うということも考えられるのですけれども、それが無い、あるいは監理委員会としてある程度納得できるような形にならないと、なかなかこの論点につきましてはそう簡単にそうですかというわけにはいかないという気がしております。

でも、ここで挙げられている理由は、結局いわば官が今までやっていたことを民がやるについては、民がやるという点に着眼して一定の制約、官がやっていたころと比べるとその制約を課すというような発想がどうも背後にありそうなんですけれども、本当にそれが真に必要な、それをしないと例えばセーフティネットなどという機能に非常に支障が生ずるとかということが、我々としても納得できるようなものであればそのような議論も納得できるんですけれども、現時点だとややどうなのかなという感じが残っているために、これがまだ厚労省と監理委員会との話し合いの重要な論点として残っているということです。

○生田課長 まずハローワークの求人なんですけれども、これは皆ハローワークに求人を出してくれるわけではなくて、民間の紹介所を使っている人はもともと民間の紹介所を使われていて、ハローワークのセーフティネットとしての機能に協力してくださる企業は出しているんですけれども、そういう企業に今後、求人を出していただけるかどうかということ判断する場合、あくまでも企業運営の実態として市場化テストを受けられた企業にその情報が伝わるということについてはいろいろな意味で危惧がある。紹介業者の方が仕事を受けられますので、いろいろな意味で弊害が出るのではないかとこのように警戒をされる企業の方がいらっしやっても、それを非難するというわけにはなかなかいかないというのが我々の現状です。もちろん説得はしますし、説明はしますけれども、そういう中でどうしても民間事業者には提供してほしくないという方については難しいんじゃないかというのが今の私どもの考えです。

先ほどから何回も申していますが、とにかく企業の方に自主的に求人を出していただいて、それで初めて就職困難者の方の就職が実現できるので、一人でも多くの方の就職困難者の就職を実現しないと、何のためのセーフティネットかわからないという面がございます。

我々は市場化テストには精一杯協力するつもりですし、イコールフットイングについても一生懸命考えているつもりなんですけれども、そのイコールフットイング、市場化テストの要請が一方にあって、できるだけ同じもので全部やるというのは正しいんだという立場と、一方でハローワーク自体を全国的にセーフティネットとしてうまく機能させないといけないということになりますと、今回東京に2か所、渋谷と墨田という所で民間事業者の方が職業紹介に携わられるわけですが、その2所が携わられることについて事前に了解を取らずに全国で求人を取るわけですが、その全国の求人にも影響が出る危険があります。

そうしますと、いろいろな所で本当に就職困難者の就職を実現するという機会が減っていつてしまうということなので、非常に心配を私どもはしております。とにかく私どもの仕事が、本当に失業者の方を何とかしないとイケないという仕事なので、そこについては御配慮いただけるとすごくありがたいと思っています。

ただ、イコールフットイングについての工夫というのはもちろんあると思っております、今、申し上げましたように求人を取る段階でできるだけその求人企業の方に対しては提供に合意いただくような方法でいろいろなリーフレットをつくってみたり、そういうことをしてみるとか、あるいはチェックについても一々この企業が市場化テストをやっているからどうだというふうな形で慎重に取るというやり方ではなくて、言い方はおかしいですが、簡単に今の公開の区分が幾つかありますので、その公開の区分のうちの一つに位置付けてやるだとか、そういうやり方がまず求人者の段階ではあると思っております。それで、非公開部分を最小限に減らすようにしたいと思っております。非公開の部分については、そもそも官民が競争し合わないと余り意味がないですし、我々としてもできるだけ民にやっていただいた方がいいと思っていますので、ハローワークを半分に割る以上、民にある程度やっていただかないと所が回らないと思っているものですから、できるだけ公開にさせていただいた方がいいと思っています。

その上でどうしても非公開のものについては、算定基礎から除いて官民の競争条件を統一化して競い合うというふうなことは少なくとも可能だと思っておりますし、それ以外の工夫もこれから考えることができると思います。とにかくセーフティネット機能の維持というのが一番我々の願望でございますので、それについての御理解をいただければと思っております。

○高橋局長 若干付け加えますけれども、座長が言われるイコールフットイングの確保は大変重要な点だろうと思っております。

同時に、この市場化テストは何のためにやるのか。ここは、利用者の立場に立ってということも大きな視点としてあるはずなわけでございますので、そこはやはり徹頭徹尾公開を希望しないという事業主の意向にもかかわらず強制的にやるというのはいかがなものか。ただ、なぜ公開を拒むかという理由が、先ほど渡邊委員が言われたように非常にレアケースのようなことである、あるいは我々が危惧するほどのものではないという実態であれば、それは今、総務課長から申し上げたよ

うなさまざまな努力によって、ここにはちゃんと守秘義務も課されているし、提供された求人情報についての目的外利用については厳しくチェックしていくんですというようなことの御理解を求める努力をすれば、意外と多くの企業が、それならば、ということで応ずる可能性というのは十分あるわけです。

そうしたことの努力を積み重ねることによって、それでも非公開を希望する求人企業の割合を低めていくような、低減していくような努力をこれからもやっていくというのが、やはり市場化テストを今後も更に発展させていく大きなポイントになるのではないかと。それを、原理原則で強制的にそういう意向を無視してやるというのは、果たして制度の今後の発展という意味でどうなんだろうかとこの思いもござります。その点は是非、御理解をいただきたいと思っております。

○落合主査 その点につきましては、監理委員会としてはいわば官も民もそれぞれ多大な労力を使って市場化テストを実施するというものですから、その市場化テストを実施したことが国民にとって意味のあるようなものでないと困るわけなので、それは監理委員会の立場からすると官民がイコールフットリングで競争した結果が一体どうなのかが見たいわけです。

そして、その結果でもし民の方が優れているのであれば、それは場合によったら民に移行する、あるいはその他の措置を考えるための、今後の政策的な判断のための重要な材料を提供しようというのが監理委員会の立場ですので、そのイコールフットリングというのは重要なポイントであって、あいまいなままにやったことをもし監理委員会が認めるということでやりますと、これは国民に対して我々監理委員会に課せられている責務を果たしたことになるということがありますので、イコールフットリングの観点から官が使っている情報と、民が使っている情報とに差があるような状態の中で市場化テストを実施して本当の的確な競争をやったんだというようなことになるかを危惧せざるを得ないのです。

ならないということになると、これは私どもも非常に困りますし、その辺が確認できれば監理委員会としてはそういうやり方でのものについてゴーサインが出せるということです。その辺に非常に懸念がありますもので、更に協議をとという形で今までこの論点については議論をしてきたという経緯であります。

では、吉野委員どうぞ。

○吉野副主査 ちなみに、経団連などから非常に強い要望があったと言われた点ですけれども、私は経団連に聞きましたが、強い要望をした覚えはないと言っています。だから、いつ、経団連のそれがそういうことを言ったのか教えていただきたい。

私が経団連に聞いたら、そういうようなイコールフットリングの原則について抵触するような問題だという認識がなく、こういう話をしたことは確かにある。だけど、そういうような問題だとすれば、それを押してまでこれをやるべきだという市場化テストのあり方についての判断を経団連としてしたわけではない、先ほど局長は、利用者のためにと言ったけれども、利用者が求めることは景気の局面によっても随分違うわけですし、あらゆる局面にもかかわらず一般的にこういうことは困る、こういうようなことを言った覚えはないと言っているんですけれども。

○生田課長 私ども、日本経団連の方から何回か話は聞いているんですけれども、役職、個人名に

については後で事務局を通じて御連絡はいたしますが、確実に日本経団連の正式な要望として話を伺っております。

雇用保険の2事業の議論をする場がございまして、そこには経済団体の代表の方が参加されているんですけども、最近そういう会合があったんですが、その場でもこの企業名の公開については慎重に対応するよとということ御指摘もございましたので、そこは間違いございません。後で情報はちゃんと提供したいと思っております。

○落合主査 時間の関係もありますので、この論点につきましては的確な形で市場化テストを実施できるように、それを目指してまた更に協議を続けたいと思います。では、次の論点として「失業認定を厳正に行うための職業紹介」という関係の論点であります。この点につきまして、御自由に質問あるいは意見がありましたらそれぞれ出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ、渡邊委員。

○渡邊副主査 質問ばかりをいつもしていますけれども、私は前回までのお話はお話として今回確認させていただきたいのは、今日の御説明だと失業のための職業紹介と、再就職促進のための職業紹介はきっちり分けられるという御説明が、今まで私が伺ってきたところと若干ニュアンスが違ってきているのかなと思っております。

そういう意味で、本当にきっちり分けられるといったときに、1つ目は念のための再確認で恐縮ですけども、まず受ける部署が違うのかどうか。2つ目は、再雇用の促進のための職業紹介をやっている官の部署と、失業認定のための職業紹介をやっている部署との間の情報交換が一体どういう形になっているのか。3つ目は、私が失業者であれば、先ほど3回から4回行くから、そのうちの1回だけを官の職業紹介に行ったとしても、ほかは民間に行くか官に行くかは自由だろうというお話があったんですが、素朴な自分の気持ちとして、私が失業者であって、官に月1回行く。あとは、もしかしたらやはり官の方へずっと行った方がいいのではないかとすごく素朴な感情として思うのではないかと。仮に再雇用、再就職の促進のための職業紹介であっても、そういうことがレバレッジになっていとうか、バネになって、民間には行かずに官に行くというビヘービアを誘導するのではないかとこの点を教えていただきたいんですけども。

○宮川課長 今までのお話の中で、確かに先ほど申しましたように大臣の資料の中でも、失業認定を厳正に行うための職業紹介という言葉ですとか、あとは4週間に1回の職業紹介ということになりそういう意味では抽象的あるいは幅広に取れるような言葉で説明され、議論がなされていたと感じているところがございますが、今回のイメージで出ささせていただきましたように、要は認定のツールであるという部分は確実にあります。

ただし、職業紹介全体をきれいに分けられるのかどうかということから言えば、認定のツール以外のもの、あるいは認定のツールとそれ以外の部分を兼ねてやっているということは十分に考えられますが、少なくとも認定のツールとしてやろうという意思がある部分について取り出すことは可能だと思われま。

あとは、特に1回分を官でやったらあとの2、3回は民に行くのがなかなかつらいんじゃないか。だからイコールフットィングではないのではないかと、渡邊委員のお考えはそういう感じだと思わ

れます。ですから、このところをどういうふうにするかということ、あるいは連絡をどうするか、場所をどうするかということについても、この対応策の中で失業認定の一環として行っている職業紹介等を除外する。

除外するというのは、いろいろな方法があると思います。例えば今、丸になっている部分について、この部分を例えば半分に官・民と分けるというイメージを持ったとき、では官にこれをやらせましょうというのも一つの方法でしょうし、もう一つの方法としてはこの部分は官も民も違う部分、例えば認定の部分でやりましょうというやり方も当然あり得ると思います。

あるいは、全体としていろいろなやり方はあるにしても、仮にこれを官の中で2つに分けるとなれば、情報交換という意味であれば通常職業紹介というものを行う際にはこちらの方では失業認定の一環として行う職業紹介というものを、それを行うことによって基本的にはここで閉じると言う語弊がありますけれども、ここで行い、それで基本的に終わりというわけではなくて、あくまでも週1回来ていただくのは就職促進という意味も含めてやっていただくということになれば、これは一つの提案でございますが、ここで認定の窓口に来られた方が必ずその後2つある官か民かのどちらかに行くことによって週3、4回あるいは4週間に1回必ず来るというときに、官か民のどちらかを利用してくださいというやり方もできるのではないかと考えております。

○渡邊副主査 その前提として、やはり失業認定のための職業紹介と再就職促進のための職業紹介というのはきっちり分けられると。

○宮川課長 少なくとも、失業認定の一環としての職業紹介を取り除くことはできると思っております。それ以外の職業紹介というのもさまざまな意味がありますが、雇用保険の受給者が4週間に1回来ていただく意味は、1つは認定を適切にやるということ。もう一つは、早く就職していただいて雇用保険財政を助けていただくということ。この2つの意味があろうと思います。

それで、今回まさに官と民を受給資格者について扱わないのであれば別ですけれども、受給資格者を扱うということであれば、私ども雇用保険財政を預かる身としても、再就職の促進は是非進めていただきたいという意味で、官と民で分けられるどちらについても再就職の促進には御努力いただきたいと思うという意味でございます。

○渡邊副主査 そうしますと、2つに分けられる。その分けた就業意思の確認のための職業紹介というのは、失業認定を仮に官がやるとしても、失業認定を行う部署に限定されて、そこで全部完結させる。再就職促進のための職業紹介を行う部署には一切波及させずにできるという御趣旨ですか。

○宮川課長 やり方としては、先ほど申しましたように官がここにあつて民があつたときに、論理的な言い方としては官がこれをやり、民がこれをやるというシステムの制度設計も可能かもしれませんが、そうするとやはり渡邊先生がおっしゃったようにイコールフットィングの点から問題があるんじゃないですか。必ずこちらの方に4週間行く。それで、こちらの方に行きなさいと言ってもなかなか行きづらくなるんじゃないですかということも含めれば、この部分についてはここを切り離れた形で官と民は同じ扱いにする。

すなわち、この認定部門で仮にやった場合、その次に紹介部門の方に行っていただくときには官民どちらかに行っていただく、あるいは両方に行っていただく。両方ないしはいずれか一方に行

っていただくという形で整理できるのではないかと思います。

両方というのは本人が希望したらということで、いずれにしてもどちらか一方に行っていただくということですよ。

○生田課長 補足をさせていただきます。失業の認定というものが、要するにやり取りするだけではなかなか労働の意思がわからないものですから、職業紹介を打って最終的に意思があるかどうかを確認する。そこは組合せでやっているんです。

今、雇用保険課長が御説明しましたのは、まさに失業認定部門で職業紹介もやって、それは切り離してしまって、それ以外のところは官民、イコールフッティングでやればいいんじゃないか。その場合には、認定部門でやる職業紹介については当然件数からも除外できて、対象からも除外して、それ以外のところで比較するというやり方で公平に比較ができるのではないかとことをしているんです。それで、先生のおっしゃるように、そういうふうに切り離しは可能だとは思っております。

○宮川課長 ですから、情報交換というのはそういう意味で官と民を共同に扱う意味で、この関係から言えば職業紹介については基本的にはこちらの方で完結するというイメージだと思います。

○落合主査 ほかに御意見をどうぞ。

○原専門委員 3ページのところでマ①の「偽装請負となる恐れ」という、ちょっと新しい解釈なのかはあれなのですが、非常に重要な問題だと思うので、この場合は安定所長から個別具体的指示となるおそれがあるから偽装請負になる可能性がある。

ただ、いわゆる併設型の場合を考えると、基本的にはトップとして安定所長がいらっしゃるはずなので、拡大解釈かもしれないんですけども、逐一業務の中で指示が出る可能性ありというふうに考えたとき、例えば利用促進のためのポスターを張ったりとか、そういうこと一つを取っても多分了解を得ないといけないことがいっぱいあると思うんです。そうすると、これを言い出すと逆に併設型自体にそういうおそれはないのかというのもちょっと気になったところです。

○宮川課長 まず雇用保険の立場というか、今回の問題についてこれをなぜ書いたかということをおちょっと御説明させていただきますと、基本的にはこれは請負という形で今回行われるわけですので、きちんと我々で言うところの労働者派遣法違反にならないような形にやらざるを得ないし、やるべきだということは御理解いただけると思います。

その中で、では形として請負計画をつくり、そういう抽象的な意味での連絡とか、そういう形で具体的な指示にならないようにしましょうという形で仮に契約を結んだとしても、基本的には派遣法の問題というのは実体論でございますので、その実体がなければ私どもの認定が適切に行われなくなる。逆に言えば、②にありますようにそれだったら形式を尊べば認定が適切に行われぬ可能性があるという観点から問題ではなからうかと考えているところでございます。

それで、ここには所長という形で書いておりますけれども、具体的にこの場面が出てくるのは、安定所長は一応筆頭者として書きましたが、具体的には安定所の一員である認定部門の職員から民間に委託した委託先に対する民間従事者に対する指示というふうに御理解いただきたいと思っております。

○原専門委員 このところの解釈はすごく難しいので、今おっしゃられたのは要するに認定業務



という一つの業務の流れの中で、完全にこれはいわゆる指揮命令系統に入らざるを得ないからで、ほかに関してはそういう強いマネジメントの流れはないですよということでもよろしいんですか。

○宮川課長 あくまでも今回の雇用保険の流れをやれば、日常的、業務的にこういうことをやることになりかねないし、そういうことをしてまでやるような意味があるのかと言ったらちょっと語弊がありますけれども、そこはちょっと危ない話ですので、これは難しいですと言っているわけです。

○生田課長 雇用保険で今の失業の認定と紹介をセットでやるという話以外に、そもそも今回併設型で仕事をするということについては、職業紹介について民間の創意工夫を自由に生かしていただくということと完全に区分けして自由にやっていただくということになりますので、日常的に指揮命令するという感じにはならないと思っております。

ですから、偽装請負だとか言われずにきちんと対応できる線で組まれているというふうに私どもは思っております。

○高橋局長 それから、先ほど民間の窓口で民間利用のポスターを張るとか云々、例えばの話でしょうけれども、そういう非常に包括的な形で業務を進めていく中でこうしたらどうかということを受託者をお願いする必要があるのではないかと、そういう件については、これからハローワークと受託事業者との間の調整を、労働局が調整の役割を果たしながら、そこは受託者の声もお伺いするし、それから受託する側のハローワークの声も民間受託事業者に伝えていくようなルートは当然つくっていきたいと思っております。

○吉野副主査 先ほど局長は、19年5月の経済財政諮問会議を根拠として、これと違うことを言われるのは困るということをおっしゃったけれども、ここをよく見てみると私は非常に不思議なことに気が付く。前回のときの御説明で、必ず認定と職業紹介を一緒にやるようにということを引きつづき指示したのは19年の2月ですね。それまでは現場ではやっていなかったわけです。ずっと長い期間やっていなくて、認定も給付も全部それでもって現実に行われてきたわけです。

ところが、経済財政諮問会議に対しては、これはあたかも一緒のことである。一体のものである。ずっと今まで前提としてこれが行われてきたというような説明でもってこういう提案をなされたというふうにはしか読めない。それでは経済財政諮問会議に対してうそをついたことになるんじゃないか。経済財政諮問会議の委員は、ちゃんとした事実を知っていてこういう話をしたのか。私にはそうは思えない。それまではやっていなかったわけですから。

やっていなくても、今までは支障がなかったじゃないか。だったらどうしてここで急に一体だ、一体だという話をして、それを経済財政諮問会議の決定に持ち込むことをしたのか。現実に局長のおっしゃるように利用者のためということであるならば、こんなことをやる必要は全然ないわけです。

○宮川課長 雇用保険の説明でございますので、私の方から説明させていただきます。

失業認定時における職業相談、職業紹介というのは非常に重要な点でございまして、平成18年4月に失業認定日における認定対象者の職業相談、または職業紹介を原則とすることを指示した上で、平成19年2月にそれを確実にするための指示を更に追加して出しているという意味で……。

○吉野副主査 私が言っているのは、現場で実際に何もしていなかったということで、指示をした

かどうかの問題ではないんです。指示をしたのは18年の4月で、それだって泥縄でやったような気がします。だけど、指示をしても現場で行われていなかったのは事実なんだから。

○宮川課長 すべての現場で行われていなかったかと言われればそうかもしれませんが、これは必要なことだと思います。

○吉野副主査 必要なことだけれども行われていなくて、にもかかわらず現実に認定も給付も行われてきたわけじゃないですか。この前、水野さんがおっしゃったように内心の問題を読み取ることが決定的に欠かせない問題だと言うのなら、それまでの給付はその重要な手続きをせずに決めていたのだから全部いかげんだったということじゃないですか。おかしいことをやっていたということじゃないですか。

○生田課長 雇用保険の失業の認定につきましては、委員が確かにおっしゃるように緩い時期があったのは事実でございます。それで、以前は失業の認定と職業紹介と同じ人がやっていたんですね。その際に、結婚退職者の方を中心に失業の認定が余りにも厳しい。鬼の職安だと言われていた時期がございまして、その後、失業認定部門と紹介部門を分けて、それぞれ専門的な能力を発揮してやるという時期が一時期ございました。

そのときに、失業の認定は相当緩みました。ここは反省しないといけない部分だと私どもも思っております。例えば、失業の認定申告書で失業の認定をするんですけども、そこには今は就職活動実績で官民いろいろな機関を使った就職活動の実績を書くことになってはいますが、以前は新聞を読んだというところに丸を付ければそれで失業の認定をしていた時期もあったんです。それを徐々に強めてきたといひましようか、適正化をしてきたというのが今までの歴史です。

平成14年くらいから適正化を始めまして、今、徐々に強まってきておりますけれども、この流れ自体は雇用保険財政が非常に厳しい時期に、本当に仕事を探している方に給付するというのを徹底すべきだというふうな要請が関係者の方、特に審議会の先生方、あるいは経営者団体の方、これは保険料を負担されていますのでそういう方々からございまして、それを実施していく過程に今、入っております。

ですから、こういう政策の流れ自体は変えられないと思っておりますし、今の4週間に1回の失業の認定に際しての職業紹介というのも今となっては当然やるべきことでございますけれども、おっしゃるように確かに以前、緩かったのは事実でございます。これは反省しております。

○吉野副主査 私は、新聞の求人欄を見て丸をただけでいいと言っているんじゃないんです。ちゃんと職業紹介で職を探しました、ということが必要なら、それが民間の職業紹介であっても十分じゃないかという話をしているんです。どうして官でなければいけないのか。そうすると最後は先ほどの「内心」の話とILOの話にしかない。ILOの話はもう論破されちゃっているわけで、内心の話などであるならば今まであなた方が言ってきた去年までの実態は一体何だったのか。うそをついていたのはあなたの方じゃないかという話になる。そうまでして官の仕事の確保にこだわるのはおかしいじゃないか。民間で十分じゃないかという話をしているんです。

○宮川課長 まさに内心の意思を問うていかなければならないということは非常に重要な状況になっているわけございまして、これから失業認定は極めて裁量性の高い中で内面の意思や労働市場

の状況を踏まえた上できっちりやっつけていかなければならないということでございまして、その部分については私どもとしては具体的にそれを委託できるのかというような議論の中では、なかなかマニュアル化も難しいですし、情報管理の面の問題もございまして、裁量性の問題もございまして、認定の絡みについては最終的には保険財政の責任を有している保険者の責任で自ら行うべきものだ。それで、今回の職業紹介については認定の一環としての職業紹介、職業相談というところにまさに厳格に限定して、その部分についていわゆる官、この場合ですと認定部門でやるということを考えているところでございます。

○吉野副主査 到底納得はできませんけれども、お聞きしました。

○生田課長 諸外国の例を出して恐縮ですけれども、雇用保険制度につきまして失業の認定というふうな行為を財政責任を持つ主体以外に委託するという例は余り聞いたことはないんですね。恐らく財政責任を負っている人間がきちんと認定しないと、責任が果たせないというのが大前提にあるんだと思っております。

今回、不正受給の問題も含めまして、失業の認定の過程でいろいろなチェックポイントがあるんですけども、そのチェックポイント自体を受給者の方に知られてしまいますとチェックができなくなるものですから、要するに怪しいかどうかということのチェックポイント自体が相当秘匿性の高い私どものツールでございまして、それを民間の方にお渡しして職業紹介していただくということ自体、なかなか厳しいというのがこの資料の3番目に書いてあるんですけども、そういったことも非常に大きな要因としてはございます。

○落合主査 その点については、我々としてはあくまでも公共サービス改革法に基づいて市場化テストを実施するということですから、失業認定業務というのも公共サービスの一つであり、公共サービス改革法自体は聖域を設けない形ですべての公共サービスを対象にしていくというわけで、そういう前提で国会の承認を得てでき上がっている法律がそういう枠組みになっていますから、官がやらないと非常に困りますという理由だけでは到底その市場化テストの対象から除外するのは難しい。

その議論の延長としていくと、今の御説明だけでは監理委員会としては十分納得できないという面があるので、この点につきましてもよりよい方向を目指して厚労省と委員会とで協議していい道を探るという努力を続けたいと考えております。

予定した時間が既にまいりましたので、本日は厚労省から高橋局長以下の方々、御出席いただき厚労省の御意見と監理委員会との議論をさせていただきました。またこのような機会をお願いすることはあるかもしれませんが、是非よろしくお願いたします。本日はどうもありがとうございました。

これでハローワーク等分科会は終了ということになります。引き続き委員懇談会を開催しますので、傍聴の方は退席をお願いいたします。